

配船班における係船岸壁使用料の免除指針

川崎市港湾施設条例第14条及び川崎市港湾施設条例施行規則第4条の3第4号に定める使用料の減免規定の運用を明確化するために、係船岸壁使用料の免除指針を次のとおり定める。

免除対象船舶を以下のとおりとする。

- (1) 航行中に傷病人が生じ、手当等のために着岸したとき。
- (2) 海難を避けるための緊急避難により着岸したとき。
- (3) 本市の給水施設の使用のみを目的として着岸したとき。
- (4) 本市主催の港湾行事に供するために着岸したとき。

付 則

この指針は、平成12年6月1日から施行する。